

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：御宿町地域防災計画)

御宿町地域防災計画（令和6年3月発行）によると、町内には、夷隅川（落合川含む。）、清水川が想定最大規模の大雨で氾濫した場合の洪水浸水想定区域が指定されている。落合川の氾濫では、いすみ市境付近の県道174号線沿いに浸水区域があり、最大で5.0～10.0mの深さになると予想されている。また、清水川の氾濫では、JR外房線御宿駅を中心とした一帯から河口部にかけて浸水範囲があり、最大0.5～3.0mの深さになると予想されている。

(土砂災害：御宿町地域防災計画)

御宿町地域防災計画（令和6年3月発行）によると、町内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が186箇所（そのうち特に著しい危険が予想される土砂災害特別警戒区域が177箇所）指定されている。

(地震：御宿町地域防災計画)

御宿町地域防災計画（令和6年3月発行）によると、千葉県が調査した地震被害想定において、御宿町に最も大きな被害が予測される地震は「東京湾北部地震（マグニチュード7.3）」である。この地震が発生した場合、御宿駅周辺、七本地区及び上布施地区の一部で震度6弱、その他町内の大半で震度5強の揺れが予測されている。また、建物の全壊205棟、半壊825棟、死者2人、負傷者86人、避難者は最大1,799人と予測されている。

(津波：御宿町地域防災計画)

御宿町地域防災計画（令和6年3月発行）によると、千葉県が調査した津波浸水想定で、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震（マグニチュード8.2）」による津波が発生した場合、又は「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」で津波高10mが発生した場合、網代湾から町役場付近までの広い範囲が浸水し、深さは2.0m以上になると予測されています。

(その他)

当町では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。台風や大雨の災害により、道路の冠水と通行止め、落石や倒木、土砂崩れ、停電等の被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年 経済センサス）

- ・商工業者数 327人
- ・小規模事業者数 285人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	33	33	町内に広く分散している
	製造業	19	19	点在している
	卸・小売業	64	64	国道128号線沿いに多い
	宿泊・飲食業	75	75	沿岸部に多い
	サービス業	70	70	町内に広く分散している
	その他	66	24	点在している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・御宿町地域防災計画の策定
- ・防災訓練、避難行動要支援者の体制づくり
- ・家庭内備蓄等の促進、公的備蓄の推進、災害時応援協力協定の締結
- ・住宅等の耐震化の促進、転倒・落下物等対策の促進

2) 当会の取組

- ・事業継続力強化支援計画の策定（令和3年4月～令和8年3月）
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・千葉県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・被災事業者に対する各種補助金申請の支援
（小規模事業者持続化補助金や、国、県及び町の新型コロナウイルスへの支援金等）
- ・日本政策金融公庫や県、町などの公的な各種融資制度の斡旋
- ・国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 令和7年に締結した「危機発生時のガソリン供給に関する協定書（商工会とのガソリン供給業者との協定書）」や、令和2年に策定した「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年に危機管理マニュアルを作成、令和7年改訂

3) 関係団体等との連携

- ・ 千葉県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 御宿町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、御宿町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回以上共有する
2 週間～3 週間	1 日に 2 回共有する
3 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「御宿町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

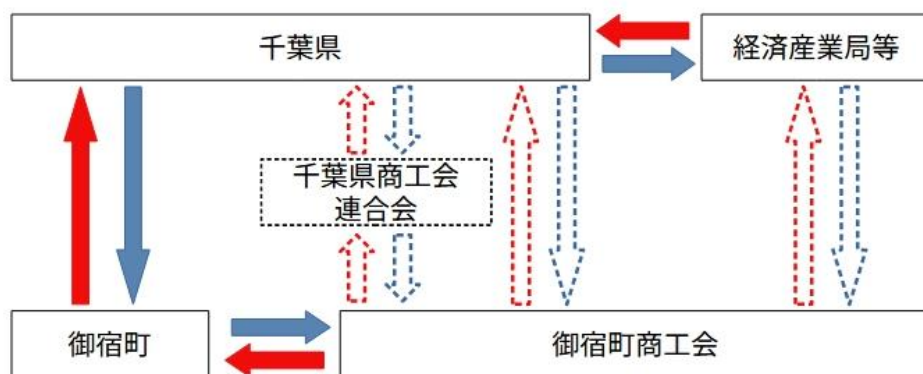
＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当町より県へ報告する。

※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



(2) 感染症流行時

- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、御宿町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制															
(令和7年10月現在)															
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p>															
<table border="1"><tr><td colspan="2">御宿町商工会</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td>1名</td></tr><tr><td>経営指導員</td><td>1名</td></tr><tr><td>補助員</td><td>1名</td></tr><tr><td>記帳指導員</td><td>1名</td></tr></table>	御宿町商工会		法定経営指導員	1名	経営指導員	1名	補助員	1名	記帳指導員	1名	<table border="1"><tr><td>御宿町 産業観光課</td></tr></table>	御宿町 産業観光課	<table border="1"><tr><td>御宿町 総務課 防災総合対策班</td></tr><tr><td>御宿町 保健福祉課</td></tr></table>	御宿町 総務課 防災総合対策班	御宿町 保健福祉課
御宿町商工会															
法定経営指導員	1名														
経営指導員	1名														
補助員	1名														
記帳指導員	1名														
御宿町 産業観光課															
御宿町 総務課 防災総合対策班															
御宿町 保健福祉課															
連携 ⇄ 連絡調整 ⇄ 連携 ⇄ 確認															
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 齋藤 良和 (連絡先は後述(3)①参照)</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)															
<p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会／商工会議所 御宿町商工会 〒299-5103 千葉県夷隅郡御宿町新町4-1-7-22 TEL: 0470-68-2818 / FAX: 0470-60-3008 E-mail: info@onjuku.or.jp</p> <p>②関係市町村 御宿町産業観光課 〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀1-5-22 TEL: 0470-68-2513 / FAX: 0470-68-3293 E-mail: kankou@town-onjuku.jp</p>															
<p>※ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。															

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、御宿町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。